

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第70号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第113号）

平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）（以下「本件業務委託」という。）
報告書の不等流計算書を訂正したことに関連する次の資料

- (1) 測点No.7300 より上流側の訂正した不等流計算書（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 測点No.7300 の低水敷の河床を現況と異なる掘削予定断面とした理由及び現況断面から訂正した根拠に関する文書（以下「本件請求文書2」という。）

2 担当課（所） 土木部県央土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) H18.11.1 公開請求 | (4) H19.9.18 諮問 |
| (2) H18.11.15 公開決定 | (5) H21.10.27 答申 |
| (3) H18.12.20 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>1 本件請求文書1について</p> <p>実施機関は、測点No.7300 より下流側の現況流下能力の再評価を行うため、その不等流計算の見直しを行い、異議申立人に公開している。</p> <p>これを受け、異議申立人は測点No.7300 の計画高水流下時の水位が上昇しているとし、上流側についても不等流計算を見直しする必要があるとして、訂正された上流側の不等流計算書の公開を求めているものである。</p> <p>実施機関は、現在、流下能力の劣る下流域の普正寺町から示野町の区間に重点をおいて河川改修に取り組んでおり、今回の見直しで条件設定を変更した測点No.7220 のJ R橋付近については当面工事の予定がなく、追加の測量調査の予定もないとしており、さらに、測点No.7300 の上流側については、平成4年度までに改修済であるため、不等流計算の見直しは検討していないと説明していることから、本件請求文書1に対応する公文書は不存在であるとする実施機関の主張は不自然ではない。</p> <p>2 本件請求文書2について</p> <p>実施機関は、測点No.7300 より下流側の現況流下能力の見直しにあたって、測点No.7220 から測点No.7300 の間の河床高を、測点No.7220 から上流側が改修済区間であることから、未改修区間に用いられる現況河床高から計画河床高に条件設定の変更を行っている。</p> <p>これに対して、異議申立人は、この区間では計画河床高とするための掘削が行われておらず未改修区間であり、さらに河川の維持管理もまったく行われていないので、計画河床高に条件設定することは誤りとして、その変更した根拠となる文書の公開を請求しているものである。</p> <p>実施機関は、維持管理により計画河床高を維持していくという前提で条件設定したものの、これについては異議申立人に対しても口頭で説明済みであることから、本件請求文書2に対応する公文書は不存在であるとする実施機関の説明は不自然ではない。</p>

	なお、異議申立人は、不等流計算における河床高のあり方等について意見を述べるが、当審査会は、不等流計算の適否を判断する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。
--	--

5 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第70号

答 申 書

平成21年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成18年11月1日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）（以下「本件業務委託」という。）報告書の不等流計算書を訂正したことに関連する次の資料

- (1) 測点No.7300 より上流側の訂正した不等流計算書（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 測点No.7300 の低水敷の河床を現況と異なる掘削予定断面とした理由及び現況断面から訂正した根拠に関する文書（以下「本件請求文書2」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年11月15日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、同日付けで異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

測点No.7300 より上流については不等流計算の見直しを行っていないため、公文書は存在しない。

測点No.7300 の河床高については、維持管理により計画河床高を維持していくという前提で条件設定をしたものであり、対応する公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、平成19年9月18日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てについて、諒問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書1について

本件業務委託の報告書が検収された後、犀川の測点No.7300より下流側の不等流計算書が見直されている。

それによると、測点No.7300の計画高水流下時の水位が70cm上昇しており、同地点より上流側の流下能力は大きく低下している可能性がある。したがって、測点No.7300から上流の鞍月用水堰がある測点No.10400までの不等流計算も見直す必要があり、その訂正された不等流計算書の公開を請求したものである。

なお、平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事(設計)業務委託(その3)の報告書によれば、測点No.9774の落差工地点のフルード数は0.85で、下流の変動が上流に及ばない水深である限界水深となっていないので、その上流についても水位が変更になる可能性があり、見直しが必要である。

(2) 本件請求文書2について

測点No.7300の低水敷の河床高については、訂正前は現況断面の河床高を使用していたにもかかわらず、訂正後は河床を55cm掘削する計画河床高を使用しているが、その理由について公開を求めたものである。

実施機関は、測点No.7220付近の西日本旅客鉄道株式会社の犀川橋梁(以下「JR橋」という。)より上流側は平成4年度までに改修済であるとして、河床高を計画河床高と設定し、「維持管理により計画河床高を維持」するとしているが、当該区間では河床の掘削が行われておらず、まったく維持管理も行われていないので、この説明は成り立たない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会での意見聴取から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書1について

本件業務委託で実施した不等流計算は、未改修区間である犀川下流域(河口からNo.7300)及び中流域(測点No.10400からNo.13100)について、現況流下能力を確認する目的で実施したものである。

下流域の流下能力を検討するにあたり、測点No.7220付近に位置するJR橋より上流側は平成4年度までに改修済であるため、河床高は計画河床高と設定し、下流側は現況河床高と設定して、不等流計算を実施し、現況流下能力の不足状況を把握している。

現在、流下能力が劣る下流域の普正寺町から示野町の区間に重点をおいて改修事業を実施しており、JR橋付近については当面工事を予定しないため、追加的な測量調査も予定していない。

また、測点No.7300から鞍月用水堰のあるNo.10400までの間についても、平成4年度までに改修済であるため、不等流計算の見直しについては検討していない。

したがって、本件請求文書1に対応する公文書は存在しない。

なお、中流域の現況流下能力算定のための不等流計算については、測点No.9774に設置

されている落差工等により、水理上、下流域の計算結果の影響を受けないため、下流域の計算結果に修正があるなしに関わらず、検討する必要はない。

また、異議申立人が述べている限界水深については、河床勾配の急変部や落差工において流れが常流から射流に変化するときに発生するものであるが、平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その3）では、測点No.8200から測点No.10400の間を不等流計算により流下能力を評価しており、その際、限界水深の発生箇所を判定する方法として、比エネルギー最小による判定方法を用い、落差工等のある測点No.9774は限界水深であると判断している。

2 本件請求文書2について

測点No.7300の河床高の変更は、流下能力の再評価を実施するにあたり、本測点が河川改修済の区間に位置していることから、現況に近い断面を選択するため、改修後の断面である計画河床高を使用したもので、その河床高によって流下断面を確保するため、維持管理により計画河床を維持していくことを前提としている。このことは、異議申立人に対し口頭で説明済みである。

したがって、計画河床高を使用したことについて、特定の公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

- (1) 本件業務委託で実施された犀川下流域の現況流下能力に使用された不等流計算書を見直したことに伴い訂正されているはずの測点No.7300より上流側の不等流計算書
- (2) 犀川下流域の不等流計算における測点No.7300地点の河床高について、見直しの際、現況河床高から計画河床高に変更した根拠を記載した文書

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

- (1) 本件請求文書1について

実施機関は、測点No.7300より下流側の現況流下能力の再評価を行うため、その不等流計算の見直しを行い、異議申立人に公開している。

これを受け、異議申立人は測点No.7300の計画高水流下時の水位が上昇しているとし、上流側についても不等流計算を見直しする必要があるとして、訂正された上流側の不等流計算書の公開を求めているものである。

実施機関は、現在、流下能力の劣る下流域の普正寺町から示野町の区間に重点を置いて河川改修に取り組んでおり、今回の見直しで条件設定を変更した測点No.7220のJR橋付近については当面工事の予定がなく、追加の測量調査の予定もないとしており、

さらに、測点No.7300 の上流側については、平成4年度までに改修済であるため、不等流計算の見直しは検討していないと説明していることから、本件請求文書1に対応する公文書は不存在であるとする実施機関の主張は不自然ではない。

(2) 本件請求文書2について

実施機関は、測点No.7300 より下流側の現況流下能力の見直しにあたって、測点No.7220 から測点No.7300 の間の河床高を、測点No.7220 から上流側が改修済区間であることから、未改修区間に用いられる現況河床高から計画河床高に条件設定の変更を行っている。

これに対して、異議申立人は、この区間では計画河床高とするための掘削が行われておらず未改修区間であり、さらに河川の維持管理もまったく行われていないので、計画河床高に条件設定することは誤りとして、その変更した根拠となる文書の公開を請求しているものである。

実施機関は、維持管理により計画河床高を維持していくという前提で条件設定したもので、これについては異議申立人に対しても口頭で説明済みであり、特段の文書は存在しないと説明していることから、本件請求文書2に対応する公文書は不存在であるとする実施機関の説明は不自然ではない。

このようなことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、不等流計算における限界水深や使用する河床高のあり方について意見を述べるが、当審査会は、不等流計算の適否を判断する立場ではなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 19 年 9 月 18 日	○ 質問を受けた。 (質問案件第 113 号)
平成 19 年 12 月 11 日	○ 実施機関 (土木部県央土木総合事務所) から理由説明書を受理した。
平成 20 年 1 月 15 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 4 月 24 日 (第 174 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 5 月 22 日 (第 175 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 6 月 5 日 (第 176 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 7 月 17 日 (第 178 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 21 年 8 月 28 日 (第 181 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 9 月 18 日 (第 182 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 10 月 6 日 (第 183 回審査会)	○ 事案の審議を行った。